

序 章 都市計画マスタープランの概要

1. 目的

(1) 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に位置づけられている法定計画で、市民に最も近い立場にある市が、都市の将来像とその実現に向けた方針や施策を示すものです。

また、都市計画法では、市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないと規定されています（都市計画法第 18 条の 2 第 4 項）。

都市計画マスタープランが果たす主な役割は以下のとおりです。

◆ 都市づくりの方針の明示

都市全体及び各地域の都市づくりの方針を示します。

◆ 市が定める都市計画の方針

都市計画について、決定・変更の方針となる都市計画の方向性、必然性、根拠を示すものとなります。

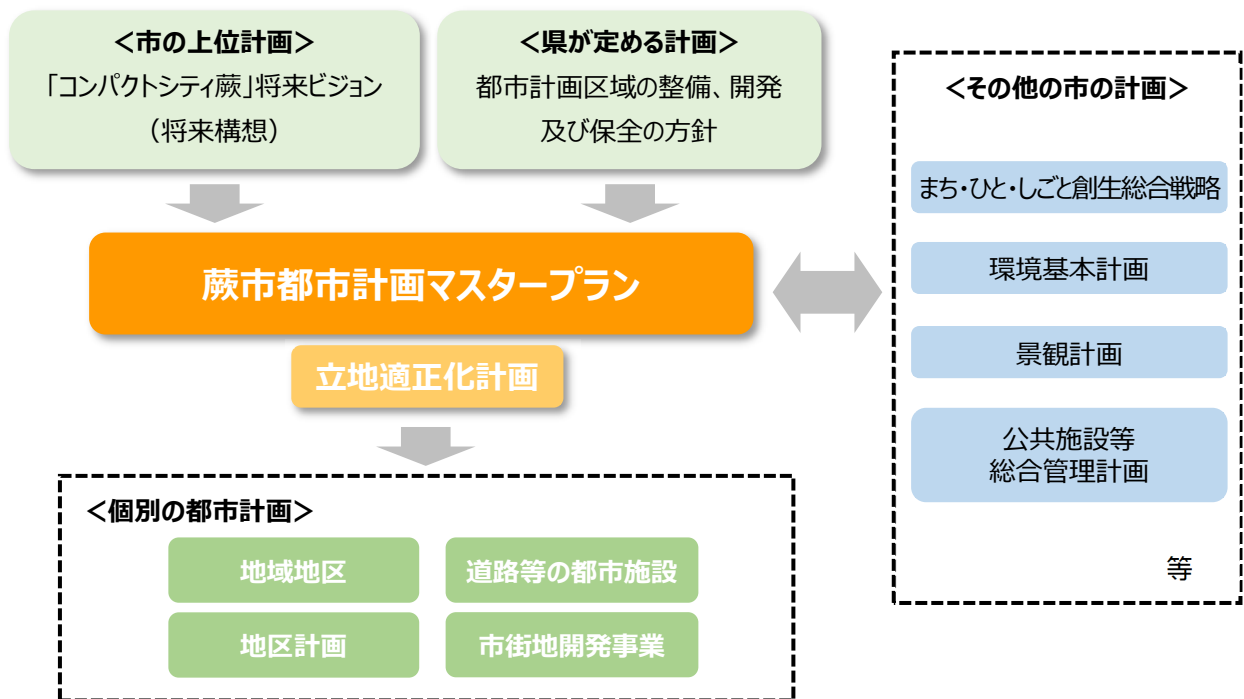
◆ 市民の理解、具体の都市計画の合意形成の円滑化

市民が、都市の課題や方向性について合意することで、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

（２）関連計画との関係

都市計画マスタープランは、本市の上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンや県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することとされています。また、関連する各分野の個別計画と連携して都市づくりの方針を示します。

図 都市計画マスタープランの関連計画との関係



2. 計画の期間と対象区域

（１）計画の期間

都市づくりは、その実現に至るまでに多くの時間を要することから、中長期的な視点で取り組むことが重要となります。

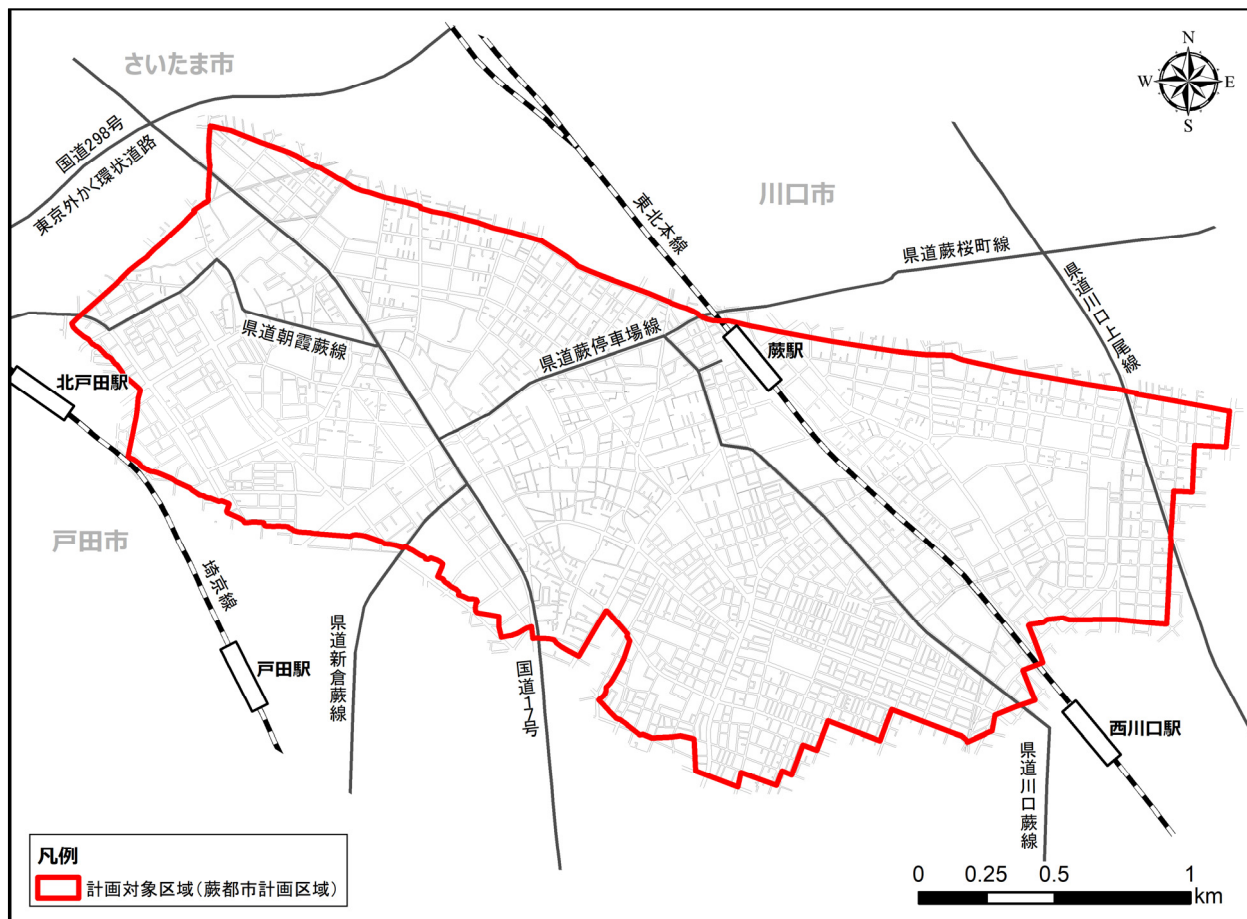
このことから、本計画の計画期間は令和3年（2021年）から概ね20年間とします。

なお、計画の内容については、社会情勢や都市を取り巻く環境の変化等に合わせ、適宜見直すものとします。

(2) 計画の対象区域

都市計画マスタープランは、原則として「都市計画区域」を対象に策定する計画です。
本市は、市全域が都市計画区域に指定されていることから、市全域を対象区域とします。

図 計画の対象区域



3. 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

<都市づくりの目標>

本市の都市づくりの現状と課題を踏まえ、市全体の目指すべき、都市づくりの理念、基本目標、将来都市構造を示します。

<全体構想(都市整備分野別方針)>

都市づくりの目標を踏まえ、その実現に向けて、市全体の分野別の方針を示します。

<地域別構想(地域別方針)>

全体構想で示した市全体の分野別方針を受けて、より身近な地域単位での課題や特性に応じた都市づくりの方針を示します。

<計画の推進に向けて>

全体構想と地域別構想で示した都市づくりを計画的に推進していくため、市民・事業者・行政それぞれの都市づくりにおける役割や協力体制、進行管理の考え方などを示します。

図 都市計画マスタープランの構成

